

特記仕様書

1. 工事名 令和5年度 涌谷第一小学校トイレ洋式化工事
2. 工事場所 涌谷町字立町地内
3. 工事期間 契約日の翌日から令和6年8月31日
4. 工事概要 洋式便器設置工事 42台、給排水管布設工事 1式、
トイレ床改修工事 1式、トイレ内壁修繕 1式
5. 適用範囲
 - 1) 本仕様書は、令和5年度 涌谷第一小学校トイレ洋式化工事の特記仕様書である。
なお、この仕様書で指示していないものについては、公共建築工事標準仕様書（建築 工事編・電気設備工事編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（R4年版）によるものとする。
 - 2) 設計図書及び本仕様書に明記されていない事項であっても工事遂行上当然必要な事項は監督職員の指示にしたがい、請負者の負担により施工しなければならない。
6. 一般的事項
 - 1) 工事の施工に当たっては、諸法令を遵守するとともに学校関係者に対し詳細な施工計画をもって請負者が協議し、調整を図るものとする。
 - 2) 本工事の工期は、作業期間内の平日放課後、土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間を見込んでいる。
 - 3) 本工事の施工に当たっては、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。
 - 4) 請負者は、必要に応じて、監督職員の指示により、国土交通省令に従い、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - 5) 請負者は、工事の施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - 6) 工事中の排水については、関係者と十分協議のうえ必要な措置を講じるものとする。
 - 7) 工事による振動・騒音等により、周辺家屋等へ影響がないよう十分注意し施工しなければならない。
 - 8) 工事の施工に先立ち施工計画書を監督職員に提出すること。
 - 9) 請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。
また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約を行うこと。
 - 10) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱に基づき、「建設リサイクルガイドライン」に定められた様式（再生資源利用【促進】計画書・実施書）を工事着手前と工事完成後に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書提出時、実施書は工事完成時に提出するものとする。

- 11) 請負者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、運搬車両に廃棄物運搬車両であることを表示し、運搬内容が記載された書面を備え付けるものとする。表示内容等については、監督職員の指示に従うものとする。また、工事完成時に、運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出するものとする。
- 12) 法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する、労働法定福利分の現場従業員及び現場労務者に関する、労働保険成立証明書を提出するものとする。
- 13) 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に提出するものとする。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。
- 14) 請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信施設等の工事及び地方公共団体が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- 15) 法定外の労働保険の付保
本工事において、請負者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 35 号)に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)に付すること。
- 16) 請負者は、労働基準法に従い、本工事に従事する職員について週休二日を確保しなければならない。

7. 施工条件事項

- 1) 請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督職員の立会にあたっては、あらかじめ立会に係わる事項(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に報告しなければならない。
- 2) 工事車両の出入りに際しては、車両・歩行者の通行に支障なきよう常に配慮し、交通の安全に努めること。
- 3) 工事に伴う苦情や損傷に対しては、請負者が責任をもって対応し、さらには措置するものであること。その内容については、監督職員に速やかに報告すること。
- 4) 使用材料等については、事前に必要書籍を提出し、監督職員の承諾を得たうえで使用すること。
- 5) 工事施工にあたっては、学校関係者と十分協議を行い、トラブルのないよう配慮すること。

8. 施工に伴う特記事項

- 1) 施工期間は、原則平日放課後、土曜日、日曜日、祝日、長期休業期間とし、児童等の安全を優先したうえで、より効率の良い方法で施工すること。
- 2) 作業時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。作業日については、学校と十分調整のうえ、事前に監督職員の承諾を受けること。

ただし、やむを得ず午後5時以降に作業を行う必要がある場合には、事前に協議し、監督職員の承諾を受けること。

- 3) 機器の搬入については、搬入経路を検討し学校業務に支障が生じないように計画すること。エレベーターはなし。
- 4) 各工程に先立ち施工計画を作成し、監督職員の承諾を得ること。停電等を伴う作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、許可を得てから行うこと。
- 5) アスベスト調査が必要な場合は、別途監督員と協議を行うこと。
- 6) 施工にあたっては、和洋改修工法等の工法を用い、下階への影響を抑えるとともに、工期短縮に努めること。
- 7) 本校舎2階西側の女子トイレにおいて、障害児対応トイレ改修工事が行われており、工期が重複していることから、当該工事受注業者と調整を行うこと。